

○総務省告示第四百八十八号
 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転に係る措置に関する法律(平成二十三年法律第九十八号) 第五条第一項の規定に基づき、指定県及び指定市町村から避難住民に関する特定の事務の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月十五日

総務大臣 川端 達夫

届出をした指定市の名称	法律又は政令	届出に係る事務の範囲
福島県 いわき市 田村市 南相馬市	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)及び学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号) 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)	学校教育法第十八条、第十九条及び第三十八条(並びに学校教育法施行令第一章の規定を含む)並びに学校教育法施行令第一章の規定により市町村が処理することとされている事務 児童福祉法第二十四条及び第五十六条の規定により市町村が処理することとされている事務
福島県	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十一年法律第三十四号) 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号) 学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)	一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第五条及び第二十四条(第二十六条の五において準用する場合を含む)並びに第二十六条の五において準用する法律(第二十九号)の規定により都道府県が処理することとされている事務 二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条(第二十六条の五において準用する場合を含む)において準用する法律(第二十九号)及び第二十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務 三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条から第三十七条までの規定により行政庁が処理することとされている事務 学校保健安全法第二十四条の規定により地方公共団体が処理することとされている事務 児童扶養手当法第四条、第六条、第八条、第十二条、第十四条から第十六条まで、第二十九条、第二十八条、第二十八条の二、第二十九条及び第三十条の規定により都道府県が処理することとされている事務

<p>予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）</p>	<p>学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）及び学校保健安全法施行令（昭和三十三年政令第七十四号）</p>	<p>児童扶養手当法（昭和三十一年法律第二十三号）</p>	<p>老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）</p>	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十一年法律第三十四号）及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百七号）</p>	<p>母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）</p>	<p>介護保険法（平成九年法律第二十三号）</p>	<p>障害者自立支援法（平成十七年法律第二十三号）及び障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）</p>
<p>予防接種法第三条、第七条、第七條の二、第三條から第七條まで及び予防接種法施行令第三条において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務</p>	<p>一 学校保健安全法第十一条及び第十二条並びに学校保健安全法施行令第三条及び第四条の規定により市町村が処理することとされている事務 二 学校保健安全法第二十四条の規定により地方公共団体が処理することとされている事務</p>	<p>児童扶養手当法第四条、第六条、第八条、第十二条、第十四条から第十六条まで、第二十三条及び第三十条の規定により市が処理することとされている事務</p>	<p>老人福祉法第五条の四第一項（第十一条に係る部分に限る。）、第十一条、第十二条、第十七条及び第二十八条の規定により市町村が処理することとされている事務</p>	<p>一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十七条並びに第十九条、第二十条及び第二十四条（第二十六条の五において準用する場合を含む。）並びに第二十六条の二の規定により市が処理することとされている事務 二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条（第二十六条の五において準用する場合を含む。）において準用する児童扶養手当法第八条及び第二十三条の規定により市が処理することとされている事務 三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条から第三十七条までの規定により行政庁が処理することとされている事務 四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第十三条の規定により市町村が処理することとされている事務</p>	<p>母子保健法第八条の二、第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第十七条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務</p>	<p>介護保険法第十四条、第十五条、第十九条、第四十二条、第四十三条の四、第四十四条及び第四十五条の規定により市町村が処理することとされている事務</p>	<p>障害者自立支援法第十五条、第十六条及び第二章第二節第二款の規定により市町村が処理することとされている事務</p>

<p>届出をした指定町村の名称</p>	<p>福島県 川俣町 広野町 檜葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 川内村 葛尾村 飯館村</p>	<p>届出に係る事務の範囲 事務</p>
<p>法律又は政令</p>	<p>学校教育法（昭和二十二年法律第六号）及び学校教育法施行令（昭和二十八年政令第四十号） 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）</p>	<p>学校教育法第十八条、第十九条及び第三十八条（第四十九条において準用する場合を含む。）並びに学校教育法施行令第一章の規定により市町村が処理することとされている事務 児童福祉法第二十四条及び第五十六条の規定により市町村が処理することとされている事務</p>
<p>予防治療法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防治療法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）</p>	<p>予防治療法第三条、第七条、第七條の二、第三條から第七條まで及び予防治療法施行令第三条において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務</p>	<p>予防治療法第三条、第七条、第七條の二、第三條から第七條まで及び予防治療法施行令第三条において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務</p>
<p>学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）及び学校保健安全法施行令（昭和三十三年政令第七十四号）</p>	<p>学校保健安全法第十一条及び第十二条並びに学校保健安全法施行令第三条及び第四条の規定により市町村が処理することとされている事務</p>	<p>学校保健安全法第十一条及び第十二条並びに学校保健安全法施行令第三条及び第四条の規定により市町村が処理することとされている事務</p>
<p>老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）</p>	<p>老人福祉法第五条の四第一項（第十一条に係る部分に限る。）、第十一条、第十二条、第十七条及び第二十八条の規定により市町村が処理することとされている事務</p>	<p>老人福祉法第五条の四第一項（第十一条に係る部分に限る。）、第十一条、第十二条、第十七条及び第二十八条の規定により市町村が処理することとされている事務</p>
<p>母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）</p>	<p>母子保健法第八条の二、第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第十七条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務</p>	<p>母子保健法第八条の二、第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第十七条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務</p>
<p>介護保険法（平成九年法律第二十三号）</p>	<p>介護保険法第十四条、第十五条、第十九条、第四十二条、第四十三条の四、第四十四条及び第四十五条の規定により市町村が処理することとされている事務</p>	<p>介護保険法第十四条、第十五条、第十九条、第四十二条、第四十三条の四、第四十四条及び第四十五条の規定により市町村が処理することとされている事務</p>
<p>障害者自立支援法（平成十七年法律第二十三号）及び障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）</p>	<p>障害者自立支援法第十五条、第十六条及び第二章第二節第二款の規定により市町村が処理することとされている事務</p>	<p>障害者自立支援法第十五条、第十六条及び第二章第二節第二款の規定により市町村が処理することとされている事務</p>
<p>児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）</p>	<p>児童扶養手当法施行令第十条の規定により福祉事務所を設置しない町村が処理することとされている事務</p>	<p>児童扶養手当法施行令第十条の規定により福祉事務所を設置しない町村が処理することとされている事務</p>
<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）</p>	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第十三条の規定により市町村が処理することとされている事務</p>	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第十三条の規定により市町村が処理することとされている事務</p>

この告示は、平成二十四年一月一日から施行する。